

第5回小樽市自治基本条例懇話会

- ・日 時 平成22年3月29日（月）15：50～17：15
- ・場 所 市役所別館3階第1委員会室
- ・出席者 石黒副会長、小笠原委員、佐藤委員、中松委員、横山会長
- ・事務局 企画政策室長、企画政策室主幹（欠席）、企画政策室主査
- ・オブザーバー 小樽市自治基本条例（仮称）庁内研究会（4名）

横山会長 今日事務局で作成した提言書のたたき台を皆さんで審議をお願いします。

企画政策室主査 （たたき台説明）

横山会長 提言書の柱だてとして、「自治基本条例の必要性について」、「自治基本条例の在り方について」、「検討の進め方について」、「市民周知の方法について」の4本でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。他に必要なものはありますか。

（異議なし）

横山会長 それでは内容について見ていきたいと思います。「自治基本条例の必要性について」はどうでしょうか。

石黒副会長 「市民の意見をまちづくりに反映することが可能になります。」というのは行政サイドの文章の感じがして弱いイメージがあります。

横山会長 今の意見を受けまして、表現につきまして事務局で調整願いたいと思いますがいかがでしょうか。

（意義なし）

このほか、別紙提言書のとおり文言について修正。

横山会長 「自治基本条例の在り方について」はどうでしょうか。

中松委員 この提言書は市長に報告するほか、外部にも公表するのですか。

企画政策室長 ホームページにより公表するほか、議会にも伝えます。

横山会長 住民投票などは個別条例での対応になるかと思いますが、かなりの部分がこの自治基本条例の中で決めることも多いと思います。

なるべく個別条例での対応とすると、個別条例を全て作る必要があるという話になってしまいます。ここでは個別条例について細かく書きすぎているのではないのでしょうか。

石黒副会長 自治基本条例ができた後に自治基本条例を受けて個別条例として、市民参加推進条例などが作られると思います。

石狩市は住民参加条例が先にできて、自治基本条例が後に作られています。苫小牧市は自治基本条例ができた後に住民参加条例ができましたが、小樽市では自治基本条例ができた後に具体的な個別条例を考えていますか。

企画政策室長 基本に住民投票条例を考えています。市民の皆さんの考えを把握し、反映させるために住民参加や住民投票を下に置く必要があると思います。

横山会長 住民投票が一番大きいと思いますが、個別条例については提言書の中では強調する必要性がないのではないかと思います。

ですから、「総合規定型」を盛り込んでおいて、住民投票など個別条例については今後の策定委員会で改めて検討するということでいいのではないのでしょうか。

(異議なし)

このほか、別紙提言書のとおり文言について修正

横山会長 「検討の進め方について」はどうでしょうか。

「望ましいので提言します」としてありますが、望ましいはいらぬのではないのでしょうか。他のところも同様にいらぬのではないのでしょうか。

(異議なし)

そのほか、別紙提言書のとおり文言について修正

横山会長 「市民周知の方法について」はどうでしょうか。

別紙提言書のとおり文言について修正

横山会長 「はじめに」はどうでしょうか。

(意見なし：案のとおり了承)

横山会長 「おわりに」はどうでしょうか。

別紙提言書のとおり文言について修正

横山会長 それでは提言書については事務局でとりまとめて各委員に送付をお願いいたします。市長への報告の日程は後日調整いたします。今日はお疲れさまでした。